

令和2年3月18日

自治会町内会長各位

旭区長

年度更新に伴う現況等確認書類の提出について（依頼）

時下 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日ごろから、旭区政の推進につきましては、多大なる御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年も4月以降の年度更新に伴い、例年どおり次の書類の提出をお願いします。

なお、**会長が交代された場合には、新会長に引継を**いただきますようお願いいたします。

1 提出を依頼する書類

【必須提出】 自治会町内会現況届 口座振替依頼書 広報よこはま配送届

【必要な方のみ提出】 自治だよりお届け先指定

2 必須提出書類の詳細

自治会町内会現況届

団体の令和2年度当初の現況(会長名、加入世帯数、回覧・掲示部数など)を把握させていただきます。総会等を終え、**令和2年度役員体制が確定しましたら、速やかに**自治会町内会現況届を御提出ください。地域活動推進費補助金の交付申請をされる場合には、現況届が事前提出済みであるか、遅くとも同時に提出していただく必要があります。

「自治だより」は、原則会長御自宅に配送いたします。

※こちらの資料の提出により、毎月お届けしている『自治だより』の発送先の変更手続きを行います。未提出の間は前年度現況届の情報で対応させていただきます。

口座振替依頼書

こちらの資料の提出により、令和2年度「地域活動推進費補助金」、「防犯灯維持管理費補助金」、「町の防災組織活動費補助金」、「広報よこはま等配布謝金」をお支払いする金融機関振込口座を確認いたします。令和2年度の口座名義人が確定されましたら、**すみやかに提出願います**。また、年度途中で口座名義人を変更される場合には、変更後の内容を御記入の上、再度提出願います。

※この書類は、**遅くとも地域活動推進費補助金、防犯灯維持管理費補助金、町の防災組織活動費補助金のいずれかの補助金申請時 又は 広報配布謝金振込時期前(9月中)には、提出願います**。

※補助金の交付申請をなさらない場合でも、広報配布謝金を振り込む場合がありますので、必ず提出をお願いします。

広報よこはま配送届

これまでも皆様の御協力により配布を行っておりますが、令和2年度も、全世帯（未加入世帯を含む）への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。なお、配布員が確保できないなど、お困りの場合は、旭区役所広報相談係まで御連絡ください。

詳細は添付した2月市連会資料をご覧ください。

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）例えば、3月10日までに配送届を提出していただければ、3月下旬に配送される4月号に反映されます。

3 自治だよりを会長宅以外に配送したいとき

自治だよりお届け先指定届を御提出ください。該当する場合には、現況届の御提出と同時期に、速やかに提出願います。

こちらの資料の提出により、自治だよりのお届け希望先が**会長御自宅以外**の場所を指定することを確認いたします。（**指定する場合は、郵送資料が入るポスト等を御用意ください**。）

※『自治だより』を会長御自宅にお届けして構わない場合は、提出不要です。

4 提出先

21番窓口 地域振興課

5 その他

口座振替依頼書情報の区役所内での共有について

提出いただいた口座振替依頼書の情報については、記載されている補助金等の手続きのため、区役所の各担当部署で共有させていただきます。（振込不能等が発生した場合には、記入内容を確認の上、再度提出をお願いする場合がございますので、あらかじめ御了承ください。）

担当：〔自治会町内会現況届、口座振替依頼書〕
地域振興課地域活動係
秋月
TEL：954-6091

〔広報よこはま配送届〕
区政推進課広報相談係
上ノ宮
TEL：954-6022

広報紙の配布についてのお願い

横浜市では、市民生活に密接した情報や市会定例会の概要などの情報を、各世帯にお届けする広報媒体として「広報よこはま」「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様暮らしに関わる重要な制度情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様に配布することは市の責務であり、これまでも皆様の御協力により配布を行っておりますが、あらためて令和 2 年度も全世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙概要

広報紙名	発行月	謝金額※
「広報よこはま」	毎月	9 円
「県のたより」	毎月	8 円
「ヨコハマ議会だより」	令和 2 年 5 月、8 月、 11 月、令和 3 年 2 月	4 円

※謝金額欄に掲げた金額は一部あたりの金額です。謝金額は令和 2 年度予算議決後に確定します。
謝金は実際にお配りいただいた部数について、年 2 回に分けてお支払いします。

2 送付時期と送付方法

毎月末日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へお届けします。

※令和 3 年 1 月号は、令和 2 年 12 月 29 日までにお届けします。

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります（報酬を配布担当のご本人が受け取る場合を除きます）。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係にご相談ください。

(2) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの地域からの御相談が増えています。

民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お困りの場合は、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(3) 令和 2 年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

4 問合せ先

(1) 「広報よこはま」及び「県のたより」について

市民局広報課 広報紙担当 TEL 6 7 1 - 2 3 3 2 FAX 6 6 1 - 2 3 5 1

(2) 「ヨコハマ議会だより」について

議会局総務課 広報等担当 TEL 6 7 1 - 3 0 4 1 FAX 6 8 1 - 7 3 8 8

令和2年度自治会町内会現況届等の記入について

1 『自治会町内会現況届』について

(1) 会長就任日について

会長が交代した場合には、総会日などの就任日を記入願います。

(2) 自治会町内会費について

この欄には、1か月あたりの自治会町内会費を記入願います。

世帯構成によって会費の金額が異なる場合は、標準的な会費額を記入してください。

なお、こちらに記入いただいた情報は、外部から照会があった際にお知らせします。

(3) 照会省略に関するチェック欄について

自治会町内会長の連絡先に対するお問い合わせにつきましては、照会の件数が多いため、次の4項目に関して、会長あての照会を省略して連絡先の御案内をさせていただきたいと考えております。

照会を省略したいと考えている項目

- ① 転入者等、個人からの自治会町内会加入に関する問い合わせ。
- ② 不動産業者等からの、入居者の自治会町内会加入に関する問い合わせ。
- ③ 自治会町内会館の利用に関する問い合わせ。
- ④ 建物の建築、道路・水道等の工事に関する施行業者からの問い合わせ。

つきましては、照会省略について、次のとおり、チェック欄の□（四角）に状況に応じた印の御記入をお願いいたします。

- ▶ 照会を省略しても構わない場合・・・空欄のままにしてください。
- ▶ 照会を省略してはいけない場合・・・×（バツ印）を御記入ください。

※なお、横浜市の各組織（消防・水道含む）、旭警察署、旭区社会福祉協議会に対しては、文書等の発送、工事等の案内及び緊急時の連絡のため、従来どおり、会長あての照会を省略し案内を行います。

2 『自治だよりお届け先指定届』について

(1) 提出の要否について

自治だよりを会長のご自宅にお届けして構わない場合は、当書類の提出は不要です。

(2) 記入内容について

会長ご自宅以外にお届けする場合は、まず、『1 希望する配送先の種類』欄でお届け先の種類を選択してください。その後、『2 希望する配送先の詳細情報』欄に、お届け先の詳細情報を御記入ください。なお、受け取る方がいない場合（自治会町内会館など）不在票等で対応いただくことが予想されます。

担当：地域振興課地域活動係（TEL：954-6091）

整理番号

自治会町内会現況届

令和2年 月 日

横浜市旭区長

自治会町内会名

会 長 名

次のとおり、令和2年度の自治会町内会の現況を届け出ます。

自治会町内会情報			
ふりがな			
自治会町内会名			
会	ふりがな		
	氏 名		
長	住 所	横浜市旭区	自治だよりお届け先指定届 有・無
	電話・FAX	TEL	FAX
	Eメールアドレス		
	会長就任日	年 月 日 (注:今年度、会長に変更が生じた場合のみ記入してください)	
自治会町内会加入世帯数 ※会員数	世帯【令和2年4月1日現在】 ※地区連合に加入している場合は、連合にこの加入世帯数をお知らせください。		
自治会町内会費	円 (注:1か月あたりの会費を記入してください)		
班 数	班	回覧用チラシ等必要数 (通常回覧板数+2)	枚
掲示板数	基	掲示用ポスター等必要数	枚
会館保有状況	無 ・ 有		
	“有”の場合は、下の項目の記入に御協力ください。 なお、記入いただいた情報は、問合せの際に公開いたします。		
	名 称		
	所 在 地		
電 話	-		

照会省略に関するチェック欄

横浜市以外の組織から自治会町内会長の連絡先等の照会を受けた際に、会長への照会内容を事前にお知らせしてからお伝えした方がよい場合には下記「□」欄に×印を記入してください。会長にご連絡せずにお伝えしてもよい場合は空欄のまま構いません。

- 区内転入者等、個人からの自治会町内会加入に関する問い合わせ。
- 不動産業者等からの、入居者の自治会町内会加入に関する問い合わせ。
- 自治会町内会館の利用に関する問い合わせ。
- 建物の建築、道路・水道等の工事に関する施行業者からの問い合わせ。

【裏面にも記入願います。】

【裏面】

副 会 長	ふりがな	
	氏名	
	住所	横浜市旭区
	電話	FAX
副 会 長	ふりがな	
	氏名	
	住所	横浜市旭区
	電話	FAX
副 会 長	ふりがな	
	氏名	
	住所	横浜市旭区
	電話	FAX
副 会 長	ふりがな	
	氏名	
	住所	横浜市旭区
	電話	FAX
副 会 長	ふりがな	
	氏名	
	住所	横浜市旭区
	電話	FAX
計	ふりがな	
	氏名	
	住所	横浜市旭区
	電話	FAX

■注意事項■

- ・この現況届が提出されるまでは、前年度提出の現況届情報の内容に基づいて各種対応をいたします。
- ・「自治だより」の配送資料は、原則として現況届に記入された会長のご自宅へ配送します。それ以外をご希望の場合は、別途「指定届」を御提出ください。
- ・地区連合に加入している自治会町内会におかれましては、各自治会町内会の加入世帯数の合計が地区連合の2019年度総加入世帯数となりますので、現況届に記入された加入世帯数は、必ず加入する地区連合にお知らせください。
- ・平成2019年度の届出内容が確定(総会等終了)しましたら、速やかに提出願います。この現況届により、会長情報(住所等)の変更手続きを行います。現況届の内容が前年度と変わらない場合でも、毎年度必ずご提出願います。自治だよりのお届け先(会長ご自宅)の変更は、現況届をお届けいただければ、配送先を変更します。(地域活動係954-6091)
- ・広報よこはま等の送付先や配布部数の変更については、旭区役所広報相談係(954-6022)にご連絡ください。(広報送付先等の変更については、随時受け付けています。)部数変更は、毎月10日までにお届けいただければ、翌月の配送部数に反映いたします。

【自治だより お届け先指定届】

整理番号

令和2年 月 日

(届出先)
横浜市旭区長

自治会
町内会 名

会 長 名

「自治だより」資料の配送を、会長の自宅以外に希望するため、次の場所へ資料を届けてください。

1 希望する配送先の種類

希 望 す る 自 治 だ よ り の 配 送 先
他の役員宅 ・ 隣人宅 ・ 自治会町内会館 ・ その他 (お届けを希望するいずれかに○(丸)を付けてください。)

2 希望する配送先の詳細情報(配送資料を入れるポスト等が必要です。)

氏 名	(会館の場合は会館の名称及び常駐者名を記入してください。)
住 所	
連絡先 電 話	

注 意 事 項

- 自治だよりは、会長への依頼文書があるため、原則として会長のご自宅にお届けしますが、特段の理由があり、他の場所への配送を希望する場合にのみ、この届出をご提出願います。
- 配送した場合に、「届け先に尋ねあたりません。」と返送された場合には、改めて配送先について会長自宅にお願いすることがありますので、ご承知おき願います。
- この書類は、持参・郵送・FAXのいずれかの方法でご提出ください。
- 確認のため、前年度と同様に指定される場合にも、必ずご提出願います。

担当：旭区地域振興課地域活動係
住所 旭区鶴ヶ峰1-4-12
電話 954-6091
FAX 955-3341

整理番号

口座振替依頼書

令和2年 月 日

横浜市長

横浜市 旭区長

所在地

団体名

代表者名

印

令和2年4月1日以降、横浜市及び区から交付される令和2年度の地域活動推進費、地域防犯灯維持管理費補助金、広報紙配布謝金（議会だよりを含む）、「町の防災組織」活動費補助金を次の金融機関へ振り込みください。

金融機関名	銀行	支店
	信用金庫	出張所
	農業協同組合	支所
預金種目	1 普通	2 当座
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください)	

※ 口座名義人が会長（代表者）以外の場合は記入願います。

上記口座に横浜市及び旭区から交付される補助金等の受領に関する権限を委任します。

委任者

代表者

印

【注意事項】

- この書類は会長（代表者）印を押印のうえ提出してください。（朱肉を使う印を使用してください。）
- 金融機関、口座名義人等の欄には、**団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。**
- 会長（代表者）又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した会長（代表者）印で訂正印をお願いします。

記入例

整理番号


口座振替依頼書

令和2年4月18日

横浜市長
横浜市 旭区長

「所在地」とは自治会町内会長のご自宅の住所です。

補助金申請書に記入いただく情報を記入してください。

所在地 旭区鶴ヶ峰1-4-12
団体名 あさひ自治会
代表者名 会長 旭 太郎 

令和2年4月1日以降、横浜
犯灯維持管理費補助金、広報紙
を、次の金融機関へ振り込み

こちらに押印いただく印鑑は、補助金の請求書に押印いただくこととなりますので、押印した印鑑を忘れないようにしてください。(こちらへの押印は、必須です。)

費、防
補助金

金融機関名	あさひ	銀行 信用金庫 農業協同組合	あさひ	支店 出張所 支所
預金種目		1 普通	2 当座	
口座番号	0 1 2 3 4 5 6 (7ケタです)			
(フリガナ)	アサヒジチカイ カイケイ フタマタガワ ハナコ			
口座名義人	(通帳に記載されているとおり記入してください) あさひ自治会 会計 二俣川 花子			

※ 口座名義人が 会長(代表者)以外の場合 は記入願います。

上記口座に横浜市及び旭区から交 される補助金等の受領に関する権限を委任します。

委任者 代表者 旭 太郎 

裏面に、記入が必要な場合の例を記載しておりますので、必ず御確認ください。

上部代表者欄に押印いただいた印鑑と同一の印鑑で押印してください。

- 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の 預金通帳に記載
- 代表者又は預金通帳記載事項に変更があった場合は、その都度口座振替依頼書を提出してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、押印した代表者個人印で訂正印をお願いします。

委任者欄の記入の要否について

	代表者情報	口座名義人		『委任者』欄の記入
1	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひたろう	アサヒジチカイ カイチョウ アサヒタロウ	⇒	不要
2	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひたろう	アサヒジチカイ ※団体名のみの場合	⇒	不要
3	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひたろう	アサヒタロウ ※代表者個人名の口座の場合	⇒	不要
4	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひたろう	アサヒジチカイ アサヒハナコ ※口座名義が会計担当の方などの場合	⇒	必要
5	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひたろう	アサヒチョウナイカイ ※団体名が代表者情報と異なる場合	⇒	必要
6	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひたろう	アサヒチョウナイカイ カイチョウ アサヒタロウ ※会長名義の口座だが、団体名が代表者情報と異なる場合	⇒	必要
7	団体名 あさひ自治会 代表者名 あさひたろう	アサヒジチカイ カイチョウ アサヒジロウ ※以前の会長の方の口座名義となっている場合	⇒	必要

昨年度再提出をお願いした事例について

- 口座名義人のフリガナが、金融機関に登録されているものと異なっていた。
例) 誤 シジカイ → 正 **シチ**カイ
- 金融機関の支店名が正式名称ではなかった。
例) 誤 横浜銀行若葉台支店 → 正 横浜銀行**横浜**若葉台支店

※こちらに記載した事例は、あくまで一例です。上記以外にも、振込が不能の際には、再提出をお願いする場合がございますので、ご承知おき願います。

整理番号

2020年度広報よこはま あさひ区版配送届

横浜市旭区長

自治会町内会名 _____

会長氏名 _____

会長住所 _____

会長電話番号 _____

次のとおり、2020年4月1日現在の広報部数・配送先を届けます。

広報部数	町内会加入世帯数 (別紙町内会現況届と同数)	(a) _____ 部	毎月の広報配送部数 (a) + (b) 合計 _____ 部
	広報を未加入世帯にも配っていただいている場合、その未加入世帯数	(b) _____ 部	

広報紙の配送先(いずれかにチェックをお願いします。) <input type="checkbox"/> 上記自治会町内会長宅に送付を希望 <input type="checkbox"/> 下記の配送先に送付を希望		
配送先住所 または 所在地 <small>※右記の担当者宅以外に配送を希望される場合は、施設名も必ず記入してください</small>	担当者氏名	担当者電話番号

- ① 広報配布部数は随時変更できます。毎月10日までにご連絡いただければ翌月号に反映します。
- ② 広報配布謝金は、別途依頼する「口座振替依頼書」を提出していただいた団体に、年度2回(上半期分10月末、下半期3月末)お支払いします。
- ③ 配布謝金は、「広報よこはま」9円、「県のたより」8円、「議会だより(年4回発行)」4円です。
- ④ 配布実績確認のために、上記「会長住所」に9月と2月に書類を送らせていただいております。

連絡先 旭区政推進課広報相談係(1階①番窓口)
 電話 954-6022 FAX 955-2856
 担当 上ノ宮・城内

この書類の提出先: 上記広報相談係
 郵送の場合は、地域振興課地域活動係に、「現況届」等
 他の書類と一緒に送ってください。